平成２３年（フ）第３５１号
横浜市鶴見区東寺尾北台17番21号　エミネンス昭和坂205
債務者　金田八重子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５８号
横浜市金沢区六浦１丁目２番14号　ローズハイツ101号
債務者　原　　琢磨
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４号
静岡県富士市吉原１丁目５番７号　仁藤アパート102号、前住所静岡県裾野市岩波148番地の２　マルカミコーポＢ－１
債務者　勝又　幹夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第６号
愛媛県大洲市柚木1011番地４
債務者　宮本ユリ子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第８号
熊本県八代市北平和町273番地
債務者　下山　和久
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後２時45分
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５号
熊本県球磨郡錦町大字木上東４番地
債務者　葉山　公代
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１０号
熊本県球磨郡相良村大字四浦東3181番地３
債務者　山口　幸也
1　決定年月日時　平成23年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１３号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1671番地15
債務者　下瀬　貴宏
1　決定年月日時　平成23年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４２号
釧路市川北町４番27号　向島アパート202号室
債務者　斉藤真奈美
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２０号
栃木県栃木市大平町西野田177番地５　13号室、従前の住所栃木県栃木市大平町西水代2308番地５
債務者　小野寺　勇
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２１号
栃木県栃木市大平町西野田177番地５　13号室、従前の住所栃木県栃木市大平町西水代2308番地５
債務者　小野寺百合子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第７２６号
愛知県刈谷市野田町馬池３番地34
債務者　黒田　広樹
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月11日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
岡山市南区福富中１丁目10番10号
債務者　草谷　寛志
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町東触199番地１、旧住所佐賀県神埼市神埼町尾崎4532番地１
債務者　山口　敬大
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月12日午後１時30分
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２３年（フ）第２２４３号
東京都足立区神明１丁目３－４
債務者　菊池　理花
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部